

## 伊賀市おためし移住施設利用促進助成金交付についてのご案内

### 伊賀市おためし移住施設を利用した方に助成金を交付します。

伊賀市への移住を検討中で、伊賀市が登録した「おためし移住施設」に宿泊した方を対象に、宿泊料及び体験プログラム利用料の一部を助成します。

### 伊賀市おためし移住施設ご利用者の声もご覧ください♪

伊賀市おためし移住施設での体験談や移住コンシェルジュによる一日移住体験ツアー「ぐるっと伊賀巡り」の感想を掲載していますのでぜひご覧ください。



## 助成対象者

- ①伊賀市外に住所を有する方
- ②当該おためし移住中又は当該おためし移住をした期間の初日から起算して過去90日以内において、伊賀市移住コンシェルジュによる移住相談（面接）を行った者、又は一日移住体験ツアー「ぐるっと伊賀巡り」に参加した者
- ③世帯員の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員と密接な関係を持っている人がいないこと。

## 助成対象経費及び助成金額

### 助成対象経費

伊賀市おためし移住施設の宿泊料金  
及び、移住体験プログラムの利用料金

### 助成金額（上限）

助成対象経費の額の2分の1  
（1人につき1泊当たり5,000円上限）

\*1,000円未満の金額は切り捨てます。

\*同行者（市外に住所を有する当該助成対象者の1親等の親族であって、当該助成対象者が移住するときと一緒に移住し、生活を共にすると見込まれる人）も同様に対象となります。

\*毎年度ごとの一人当たりの助成金上限額は30,000円です。

## 申請方法

おためし移住の終了の日から起算して30日以内に

「伊賀市おためし移住施設利用促進助成金交付申請書兼請求書」と次の書類を添えて地域創生課まで提出してください。

- ①申請者及び同行者が市外に居住していることを証する書類
- ②助成対象経費の額及びその支払い完了を証する書類
- ③誓約書兼同意書（様式第2号）
- ④このほか場合によっては必要書類の提出を求めることがあります。

### お問合せ先

伊賀市企画振興部地域創生課

TEL 0595-22-9680

FAX 0595-22-9672

Email chisou@city.iga.lg.jp

三重県伊賀市移住交流ポータルサイト  
**iga-style**

伊賀市 移住

検索

